

(案)

官 印 省 略
番 月 号
年 日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

特定小売供給約款以外の供給条件の認可について（回答）

平成30年2月16日付け20180216資第2号により貴職から当委員会に意見を求められた特定小売供給約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

経済産業省

官 印 省 略
20180216 資 第 2 号
平成 3 0 年 2 月 1 6 日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

特定小売供給約款以外の供給条件の認可について

電気事業法等の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 7 2 号）附則第 1 6 条第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 6 6 条の 1 0 第 1 項第 3 号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第 2 1 条第 1 項ただし書に規定する特定小売供給約款等以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

営業第3号

平成30年2月16日

経済産業大臣 世耕 弘成 殿

富山県富山市牛島町15番1号

北陸電力株式会社

代表取締役社長

社長執行役員 金井 豊



平成26年改正法附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請いたします。

料金その他の 供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日および 実施期間	別紙に記載のとおりであります。

料金その他の供給条件の内容
ならびに実施期日および実施期間

平成30年2月4日からの大雪により被害が生じたため、福井県福井市、福井県大野市、福井県勝山市、福井県鯖江市、福井県あわら市、福井県坂井市、福井県吉田郡永平寺町、福井県丹生郡越前町および福井県越前市に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域のうち、当社供給区域内において、被災されたお客さまから申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

- 1 被災されたお客さまの平成30年1月（平成30年2月6日以降に支払期日を迎えるものに限る。）、2月および3月調定分の電気料金について、支払期日（検針日の翌日から30日目）を1か月間延長する。

（実施期間満了日：平成30年5月〔満了日は検針日等により相違〕）

- 2 被災されたお客さまが、被災時から引続き全く電気を使用しない場合には、そのお客さまの被災日が属する調定月の次の調定月から6か月間に限り、電気料金を免除する。

（実施期間満了日：平成30年9月〔満了日は検針日等により相違〕）

- 3 被災されたお客さまが、被災時から引続き全く電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが平成30年8月末日までに行なわれ、かつ、その申込みの内容が次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。

（実施期間満了日：平成30年8月末日）

- (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
- (2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力をこえないこと。

- 4 被災されたお客さまが、臨時電灯または臨時電力の申込みを行なう場合で、その申込みが平成30年8月末日までに行なわれるときは、その臨時工事費を免除する。

（実施期間満了日：平成30年8月末日）

- 5 被災地において、従量電灯C、臨時電灯C、公衆街路灯B、低圧電力、臨時電力および農事用電力の適用を受けていて被災されたお客さまの電気設備のうち、災害のため一時使用不能となったものについては、平成30年8月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

（実施期間満了日：平成30年8月末日）

- 6 被災されたお客さまが、引込線、計量器、その付属装置、区分装置および電流制限器の取付位置の変更の申込みを行なう場合で、その申込みが平成30年8月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として初回に限り、その工事に要した費用を免除する。

（実施期間満了日：平成30年8月末日）

(添付書類)

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置
に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

平成30年2月4日から的大雪により被害が生じたため、災害救助法が適用されました。(下記地域に災害救助法が適用)

このため、災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域のうち、当社供給区域内において被災されたお客さまに対し、平成26年改正法附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定に基づき、特定小売供給約款以外の供給条件を設定いたしたく申請するものであります。

記

1 災害救助法が適用された市町村

災害救助法適用日：平成30年2月6日

福井県福井市（ふくいけん ふくいし）

福井県大野市（ふくいけん おおのし）

福井県勝山市（ふくいけん かつやまし）

福井県鯖江市（ふくいけん さばえし）

福井県あわら市（ふくいけん あわらし）

福井県坂井市（ふくいけん さかいし）

福井県吉田郡永平寺町（ふくいけん よしだぐん えいへいじちょう）

福井県丹生郡越前町（ふくいけん にゅうぐん えちぜんちょう）

災害救助法適用日：平成30年2月13日

福井県越前市（ふくいけん えちぜんし）

2 災害救助法が適用された市町村に隣接する市町村

福井県今立郡池田町（ふくいけん いまだてぐん いけだちょう）

福井県南条郡南越前町（ふくいけん なんじょうぐん みなみえちぜんちょう）

石川県小松市（いしかわけん こまつし）

石川県白山市（いしかわけん はくさんし）

石川県加賀市（いしかわけん かがし）

岐阜県郡上市※（ぎふけん ぐじょうし）

※白鳥町（しろとりちょう）の一部

以上

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

本お営発第11号

平成30年2月16日

経済産業大臣 世 耕 弘 成 殿

名古屋市東区東新町1番地

中部電力株式会社

代表取締役社長
社長執行役員

勝野 哲



平成26年改正法附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料 金 そ の 他 の 供 給 条 件 の 内 容	別紙に記載のとおりであります。
実 施 期 日 お よ び 実 施 期 間	別紙に記載のとおりであります。

別紙

料金その他の供給条件の内容 ならびに実施期日および実施期間

連日の降雪の影響により多大の被害が生じたため、福井県福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、坂井市、吉田郡永平寺町、丹生郡越前町および新潟県長岡市、小千谷市、十日町市、魚沼市、東蒲原郡阿賀町に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法が適用された地域に隣接する地域のうち、当社供給区域内において、被災されたお客さまから申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

- 1 被災されたお客さまの平成30年1月（隣接地域における災害救助法適用日以降に支払期日を迎えるものに限る。）、2月および3月調定分の電気料金について、支払期日（検針日の翌日から30日目）を1か月間延長する。

（実施期間満了日：平成30年5月〔満了日は検針日等により相違〕）

- 2 被災されたお客さまが、被災時から引続き全く電気を使用しない場合には、そのお客さまの被災日が属する調定月の次の調定月から6か月間に限り、電気料金を免除する。

（実施期間満了日：平成30年9月〔満了日は検針日等により相違〕）

- 3 被災されたお客さまが、被災時から引続き全く電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが平成30年8月末日までに行なわれ、かつ、その申込みの内容が次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。

（実施期間満了日：平成30年8月末日）

- (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
- (2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力をこえないこと。

- 4 被災されたお客さまが、臨時電灯または臨時電力の申込みを行なう場合で、その申込みが平成30年8月末日までに行なわれるときは、その臨時工事費を免除する。

(実施期間満了日：平成30年8月末日)

- 5 被災地において、従量電灯C、臨時電灯C、公衆街路灯B、低圧電力、臨時電力および農事用電力の適用を受けていて被災されたお客さまの電気設備のうち、災害のため一時使用不能となったものについては、平成30年8月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

(実施期間満了日：平成30年8月末日)

- 6 被災されたお客さまが、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、電流制限器、契約用しゃ断器および契約用しゃ断器箱の取付位置の変更の申込みを行なう場合で、その申込みが平成30年8月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として初回に限り、その工事に要した費用を免除する。

(実施期間満了日：平成30年8月末日)

以 上

(添付書類)

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置
に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する
省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令
第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

連日の降雪の影響により多大の被害が生じたため、下記地域に災害救助法が適用されました。

このため、災害救助法が適用された地域に隣接する地域のうち、当社供給区域内において被災されたお客さまに対し、平成26年改正法附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定に基づき、特定小売供給約款以外の供給条件を設定いたしたく申請するものであります。

記

1 災害救助法が適用された市町村

(1) 災害救助法適用日：平成30年2月6日

福井県福井市（ふくいけん ふくいし）

福井県大野市※（ふくいけん おおのし）

福井県勝山市（ふくいけん かつやまし）

福井県鯖江市（ふくいけん さばえし）

福井県あわら市（ふくいけん あわらし）

福井県坂井市（ふくいけん さかいし）

福井県吉田郡永平寺町（ふくいけん よしだぐん えいへいじちょう）

福井県丹生郡越前町（ふくいけん にゅうぐん えちぜんちょう）

(2) 災害救助法適用日：平成30年2月14日

新潟県長岡市（にいがたけん ながおかし）

新潟県小千谷市（にいがたけん おちやし）

新潟県十日町市※（にいがたけん とおかまちし）

新潟県魚沼市（にいがたけん うおぬまし）

新潟県東蒲原郡阿賀町（にいがたけん ひがしかんばらぐん あがまち）

※当社供給区域に隣接する市町村

2 災害救助法が適用された市町村に隣接する当社供給区域内の市町村

(1) 福井県大野市に隣接する地域

岐阜県高山市 (ぎふけん たかやまし)

岐阜県関市 (ぎふけん せきし)

岐阜県本巣市 (ぎふけん もとすし)

岐阜県郡上市 (ぎふけん ぐじょうし)

岐阜県揖斐郡揖斐川町 (ぎふけん いびぐん いびがわちょう)

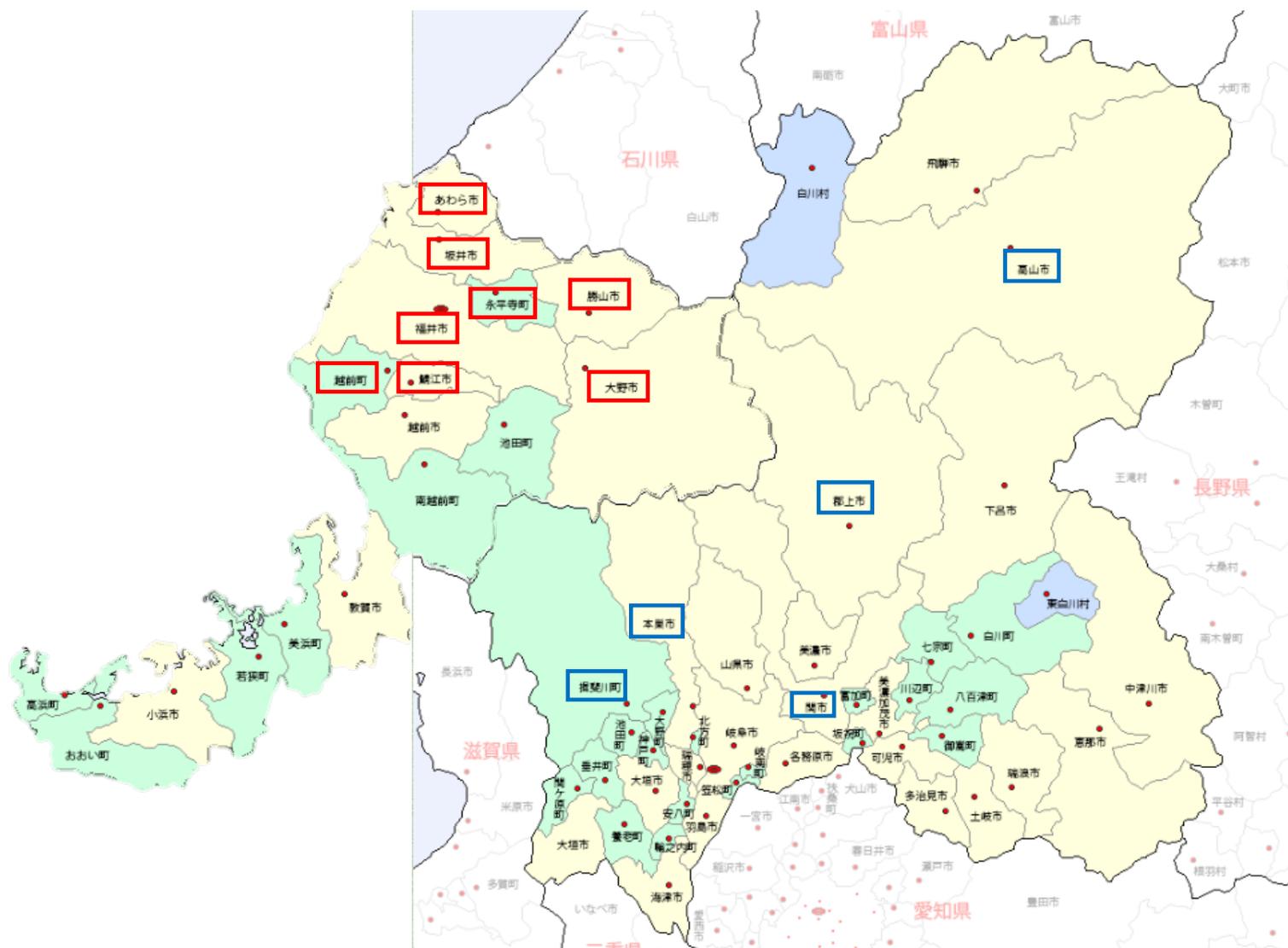
(2) 新潟県十日町市に隣接する地域

長野県飯山市 (ながのけん いいやまし)

長野県下水内郡栄村 (ながのけん しもみのちぐん さかえむら)

以 上

特措適用対象エリア（適用地域：福井県の一部）



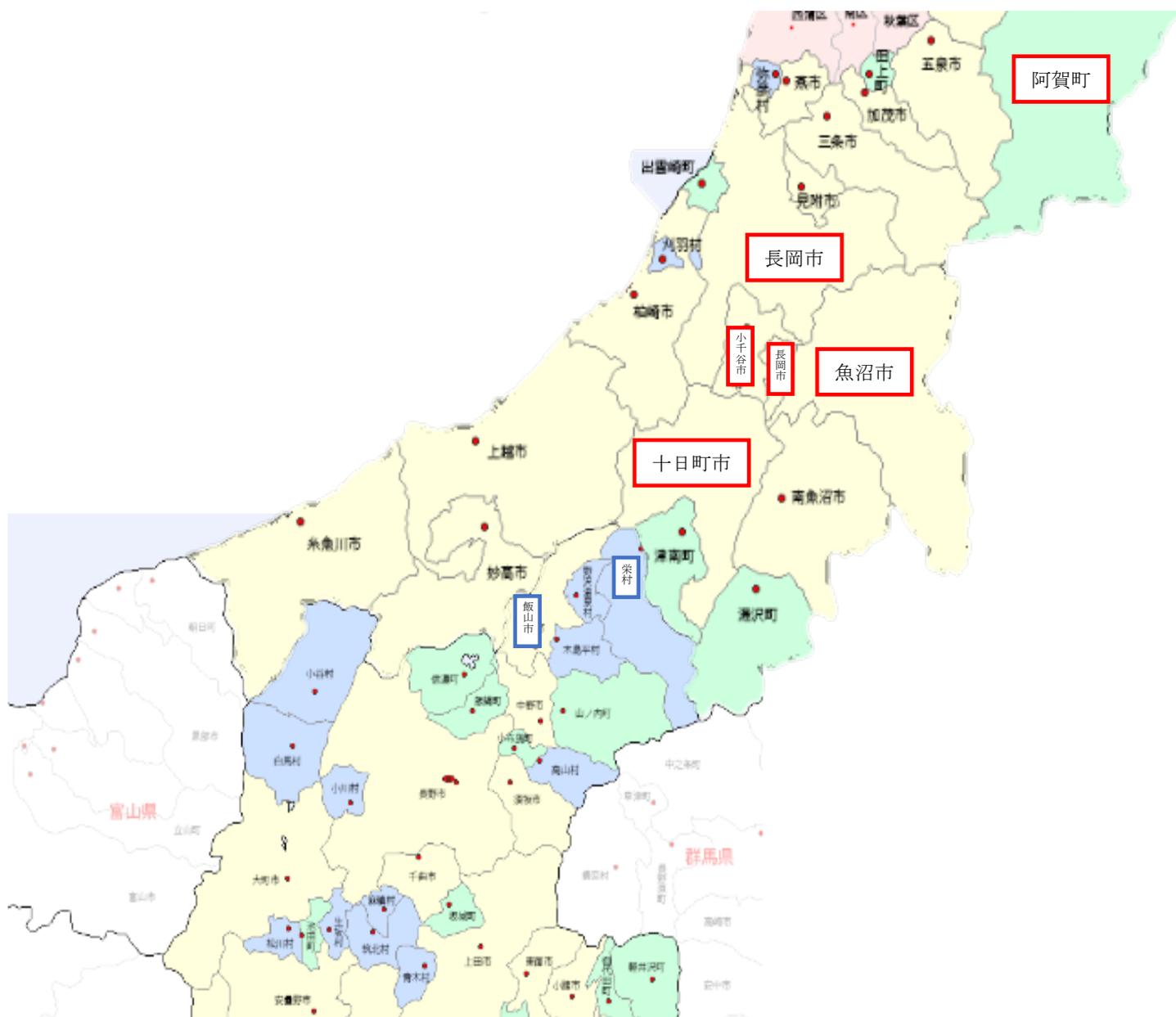
○災害救助法適用地域

福井県 福井市，大野市，勝山市，鯖江市，あわら市，坂井市，
吉田郡永平寺町，丹生郡越前町（すべて当社供給地域外）

○当社供給地域内かつ災害救助法適用地域に隣接する地域

岐阜県 高山市，郡上市，関市，本巢市，揖斐郡揖斐川町

特措適用対象エリア（適用地域：新潟県の一部）



○災害救助法適用地域

新潟県 長岡市，小千谷市，十日町市，魚沼市，東蒲原郡阿賀町

（すべて当社供給地域外）

○当社供給地域内かつ災害救助法適用地域に隣接する地域

長野県 飯山市，下水内郡栄村

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

東北電営料第8号

平成30年2月16日

経済産業大臣 世 耕 弘 成 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号

東北電力株式会社

取締役社長 原田 宏哉



平成26年改正法附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日および実施期間	「料金その他の供給条件の内容」の各項によります。

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

連日の降雪により、当社供給区域内のお客さまに多大な被害が発生し、新潟県長岡市、小千谷市、十日町市、魚沼市、東蒲原郡阿賀町に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法適用市町および隣接市町村※において被災されたお客さまから申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

※ 隣接市町村は、以下の20市町村。

新潟県：新潟市、三条市、柏崎市、新発田市、見附市、燕市、五泉市、上越市、阿賀野市、南魚沼市、西蒲原郡弥彦村、三島郡出雲崎町、南魚沼郡湯沢町、中魚沼郡津南町、刈羽郡刈羽村

福島県：喜多方市、南会津郡檜枝岐村、南会津郡只見町、耶麻郡西会津町、大沼郡金山町

- 1 被災されたお客さまの平成30年1月(支払期日が平成30年2月14日以降となるものに限る。)、2月および3月分の電気料金の支払期日(検針日の翌日から30日目)を各々1か月間延長する。
- 2 被災されたお客さまが被災時から引続き全く電気を使用しない場合には、そのお客さまの被災日が属する調定月の次の調定月から6か月間に限り、電気料金を免除する。
- 3 被災されたお客さまが被災時から引続き全く電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが平成30年8月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。
 - (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
 - (2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量もしくは契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備、契約電流、契約容量もしくは契約電力をこえないこと。
- 4 被災されたお客さまが被災後、臨時電灯または臨時電力の申込みを行なった場合で、その申込みが平成30年8月末日までに行なわれたときは、その臨時工事費を免除する。
- 5 従量電灯C、臨時電灯C、公衆街路灯B、低圧電力、臨時電力、農事用電力の被災されたお客さまで、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては、平成30年8月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。
- 6 被災されたお客さまが被災後、引込線、計量器、その付属装置、区分装置および電流制限器の取付位置の変更申込みを行なった場合で、その申込みが平成30年8月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

以 上

(添付書類)

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

連日の降雪により、当社供給区域内のお客さまに多大な被害が発生し、新潟県長岡市、小千谷市、十日町市、魚沼市、東蒲原郡阿賀町に災害救助法が適用されました。

このため、災害救助法適用市町および隣接市町村において被災されたお客さまに対し、平成26年改正法附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定にもとづき、特定小売供給約款以外の供給条件を設定したく申請するものであります。

以 上

被災状況

(平成 30 年 2 月 14 日 新潟県記者発表資料)

1. 災害救助法発令状況

地 区	災害救助法発令状況
新潟県 長岡市 小千谷市 十日町市 魚沼市 東蒲原郡阿賀町	平成 30 年 2 月 14 日 発令 [平成 30 年 2 月 14 日 適用]

2. 被災状況

(単位：人, 棟)

	死者	負傷者	住 宅					計
			全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	
長岡市	3	32			1	1		2
小千谷市		5						
十日町市	3	13						
魚沼市		12						
東蒲原郡 阿賀町	1	2						
合計	7	64	0	0	1	1	0	2

[参考] 人口・世帯数 (平成 29 年 12 月末現在)

(住民基本台帳人口及び世帯数 新潟県統計課統計情報班)

市 名	世 帯 数	人 口
長岡市	106,638	273,296
小千谷市	12,728	36,193
十日町市	19,983	54,167
魚沼市	13,259	36,951
東蒲原郡阿賀町	4,686	11,461

以上

参 考 資 料

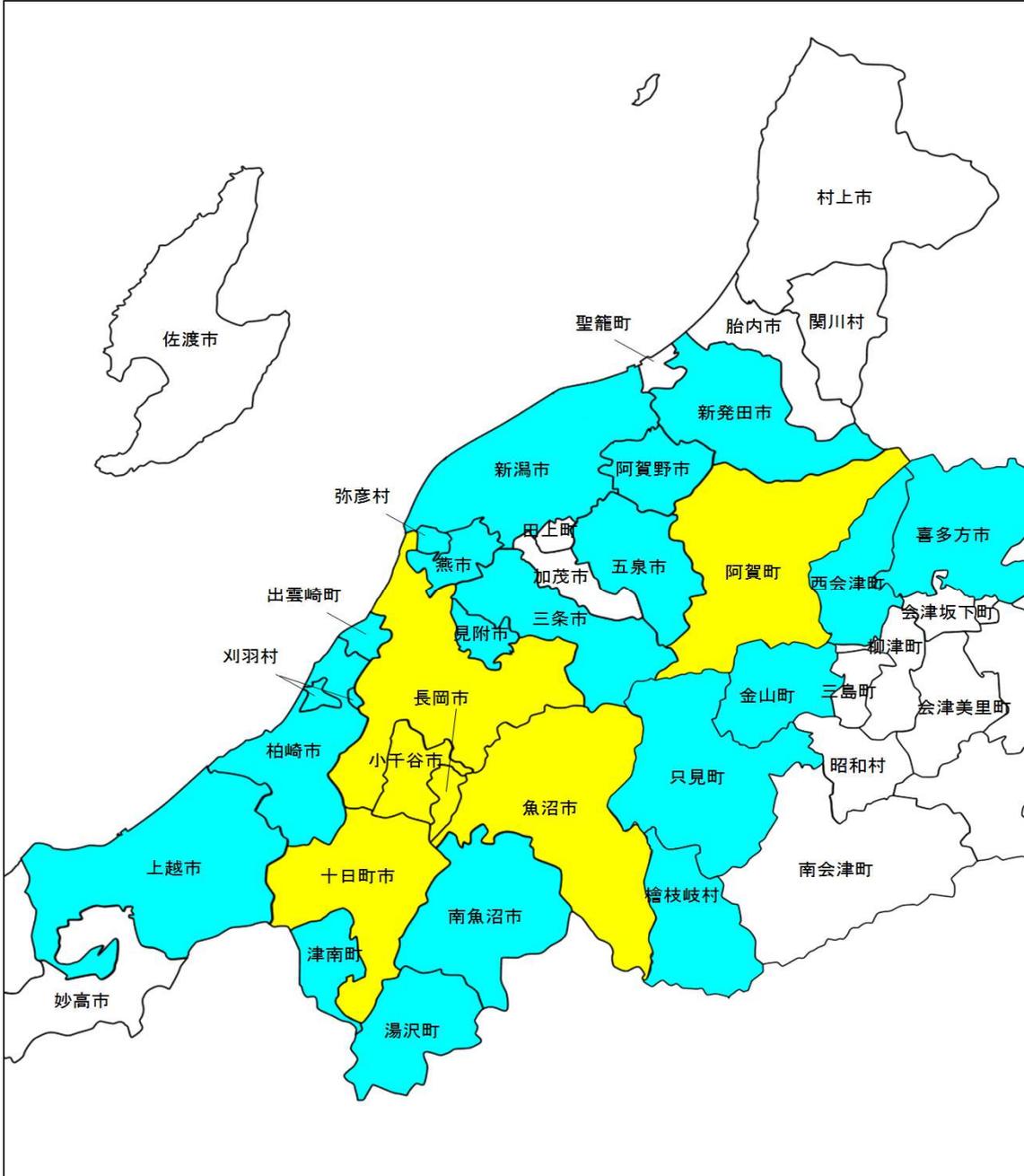
平成30年2月15日時点の適用状況

■ ……災害救助法適用市町村

新潟県長岡市，小千谷市，十日町市，魚沼市，東蒲原郡阿賀町

■ ……隣接市町村

新潟県：新潟市，三条市，柏崎市，新発田市，見附市，燕市，五泉市，上越市，阿賀野市，南魚沼市，
西蒲原郡弥彦村，三島郡出雲崎町，南魚沼郡湯沢町，中魚沼郡津南町，刈羽郡刈羽村
福島県：喜多方市，南会津郡檜枝岐村，南会津郡只見町，耶麻郡西会津町，大沼郡金山町



【災害救助法適用市町村：新潟県】

市町村名	読みがな
長岡市	ながおかし
小千谷市	おぢやし
十日町市	とおかまちし
魚沼市	うおぬまし
東蒲原郡阿賀町	ひがしかんばらぐんあがまち

【隣接市町村：新潟県5市町】

市町村名	読みがな
新潟市	にいがたし
三条市	さんじょうし
柏崎市	かしわざきし
新発田市	しばたし
見附市	みつけし
燕市	つばめし
五泉市	ごせんし
上越市	じょうえつし
阿賀野市	あがのし
南魚沼市	みなみうおぬまし
西蒲原郡弥彦村	にしかんばらぐんやひこむら
三島郡出雲崎町	さんとうぐんいずもざきまち
南魚沼郡湯沢町	みなみうおぬまぐんゆざわまち
中魚沼郡津南町	なかうおぬまぐんつなんまち
刈羽郡刈羽村	かりわぐんかりわむら

【隣接市町村：福島県1市3町1村】

市町村名	読みがな
喜多方市	きたかたし
南会津郡檜枝岐村	みなみあいづぐんひのえまたむら
南会津郡只見町	みなみあいづぐんただみまち
耶麻郡西会津町	やまぐんにしあいづまち
大沼郡金山町	おおぬまぐんかねやままち

以上

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

リビ発 29 第 1 号

平成 30 年 2 月 16 日

経済産業大臣 世 耕 弘 成 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

東京電力エナジーパートナー株式会社

代表取締役社長 川 崎 敏 寛

平成26年改正法附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	別紙に記載したとおりであります。

別 紙

料金その他の供給条件の内容

平成 30 年 2 月 14 日，連日の降雪により多大な被害が発生したため，新潟県 4 市 1 町（長岡市，小千谷市，十日町市，魚沼市，東蒲原郡阿賀町）に災害救助法が適用された。

このため，災害救助法が適用された地域に隣接する当社供給区域内の地域（群馬県利根郡みなかみ町，同郡片品村）において，被災されたお客さまから申出があった場合には，次の供給条件を適用するものとする。

- 1 被災されたお客さまの平成 30 年 1 月（支払期日が 2 月 14 日以降となるものに限る。），2 月および 3 月調定分の電気料金の支払期日をおのおの 1 ヶ月間延長する。
- 2 被災されたお客さまが被災時から引続き全く電気を使用しない場合には，そのお客さまの被災日が属する調定月の次の調定月から 6 ヶ月間に限り，電気料金を免除する。
- 3 被災されたお客さまが被災時から引続き全く電気を使用しないで，需給契約を廃止し，その後新たに使用申込みを行った場合で，その申込みが平成 30 年 8 月末日までに行われ，かつ，その申込みが次のいずれにも該当するときは，その工事費負担金を免除する。
 - (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
 - (2) 契約負荷設備，契約電流，契約容量もしくは契約電力が，被災時の需給契約の契約負荷設備，契約電流，契約容量もしくは契約電力をこえないこと。
- 4 被災されたお客さまが被災後，再建等のため，臨時電灯または臨時電力の申込みを行った場合で，その申込みが平成 30 年 8 月末日までに行われたときは，その臨時工事費を免除する。

- 5 従量電灯C，臨時電灯C，公衆街路灯，低圧電力，臨時電力および農事用電力の被災されたお客さまで，電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては，平成30年8月末日までの間は，その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。
- 6 お客さまが被災後，再建等のため，引込線，計量器，その付属装置，区分装置および電流制限器の取付位置の変更の申込みを行った場合で，その申込みが平成30年8月末日までに行われ，かつ，その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは，原則として，その初回の工事に要した費用を免除する。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置 に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省
令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省
令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

平成 30 年 2 月 14 日、連日の降雪により多大な被害が発生したため、新潟県 4 市 1 町（長岡市、小千谷市、十日町市、魚沼市、東蒲原郡阿賀町）に災害救助法が適用されました。

このため、災害救助法が適用された地域に隣接する当社供給区域内の地域（群馬県利根郡みなかみ町、同郡片品村）において被災されたお客さまに対し、平成 26 年改正法附則第 16 条第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項の規定にもとづき、特定小売供給約款以外の供給条件を設定いたしたく申請するものであります。

被災状況

(平成30年2月14日 内閣府発表資料〔平成29年度豪雪にかかる災害救助法の適用について【第1報】〕による)

○ 災害救助法適用地域

新潟県の4市1町※ 2月14日 適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【新潟県】 ながおかし 長岡市 おぢやし 小千谷市 とおかまちし 十日町市 うおぬまし 魚沼市 ひがしかんぼらくんあがまち 東蒲原郡阿賀町	2月14日	連日の降雪により、これを放置すれば住家の倒壊により多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	

○ 隣接地域（当社管内）

群馬県の1町1村※

※ とねぐん みなかみまち、同郡かたしなむら
利根郡みなかみ町，同郡片品村